

第8条第2項中「又は第19号」を「、第19号又は第20号」に改める。

第11条第1項中「第8条第1項の表の第20号」を「第8条第1項の表の第21号」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月24日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第13号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部総務事務課長」を「総務部職員総務課総務事務審査幹」に改める。

別表第1の2の(1)中「別表第2の1の(2)」を「別表第2の2の(2)」に改める。

別表第2の5の(2)中「シまで」を「サまで」に改め、同5の(2)のサを削り、同(2)のシを同(2)のサとし、同5の(6)中「(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)」を削り、同(6)を同5の(7)とし、同5の(5)の次に次のように加える。

(6) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）第4条ただし書の規定による人事委員会が別に定める職及び割合を定めること（事務局長が人事行政上急務を要すると認めるときに限る。）。

別表第2の7の(4)を同7の(5)とし、同7の(3)を同7の(4)とし、同7の(2)の次に次のように加える。

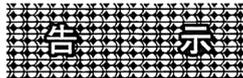
(3) 勤務時間規則第2条の3第4項の規定による職員の申告を経て行う勤務時間の割振り等の基準の特例に関する協議に応じること。

別表第4中「総務部総務事務課長」を「総務部職員総務課総務事務審査幹」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
野沢温泉村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
野沢温泉都市計画下水道事業 野沢温泉村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年11月10日から
令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第113号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び松本地域振興局並びに松本市役所において縦覧に供します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
王ヶ鼻園地事業	[区域] 松本市入山辺美ヶ原高原王ヶ鼻

自然保護課

長野県告示第114号

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条の3第1項の規定により、聖山高原県立公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び松本地域振興局並びに麻績村役場において縦覧に供します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
聖湖・三峯山公衆便所事業	[区域] 麻績村聖高原

自然保護課

長野県告示第115号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975の44（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第116号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県千曲建設事務所及び千曲市役所に備え置きます。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度	
若宮	右に掲げる座標に存する1点から16点までを順次結んだ線及び1点と16点を結んだ線に囲まれた土地の区域	千曲市	若宮	前山	1点	北緯 36度29分07秒6101 東経 138度08分22秒6099
					2点	北緯 36度29分07秒3482 東経 138度08分22秒7863
				村東	3点	北緯 36度29分06秒7559 東経 138度08分22秒3380
					4点	北緯 36度29分06秒7402 東経 138度08分21秒2930
				"	5点	北緯 36度29分07秒4985 東経 138度08分20秒3208
					6点	北緯 36度29分08秒3520 東経 138度08分21秒1234
				"	7点	北緯 36度29分08秒7536 東経 138度08分20秒8611
					8点	北緯 36度29分10秒7368 東経 138度08分21秒0735
				前山	9点	北緯 36度29分11秒6198 東経 138度08分23秒4286
					10点	北緯 36度29分14秒1405 東経 138度08分25秒8225
				"	11点	北緯 36度29分15秒6521 東経 138度08分28秒0647
					12点	北緯 36度29分09秒5793 東経 138度08分30秒0967
				山岸	13点	北緯 36度29分09秒2882 東経 138度08分28秒7708
					14点	北緯 36度29分09秒0525 東経 138度08分26秒6371
				前山	15点	北緯 36度29分09秒4427 東経 138度08分25秒4085
					16点	北緯 36度29分08秒5215 東経 138度08分23秒6066

砂防課

長野県告示第117号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県須坂建設事務所及び須坂市役所に備え置きます。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度	
山崎一 ア	右に掲げる座標に存する1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線に囲まれた土地の区域	須坂市	日滝	郷原	1点	北緯 36度39分11秒5229 東経 138度19分15秒5669
					大和合	2点
				"		3点
					"	4点
				郷原		5点
					6点	北緯 36度39分11秒4816 東経 138度19分13秒5537

砂防課

長野県告示第118号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び山ノ内町役場に備え置きます。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
湯田中 2	右に掲げる座標に存する1点から13点までを順次結んだ線及び1点と13点を結んだ線に囲まれた土地の区域	下高井郡山ノ内町	平穏	吉ノ入	1点 北緯 36度44分23秒9258 東経 138度25分18秒0467
		〃	〃	町東	2点 北緯 36度44分25秒8768 東経 138度25分21秒1321
		〃	〃	吉ノ入	3点 北緯 36度44分25秒7710 東経 138度25分24秒7654
		〃	〃	町東	4点 北緯 36度44分24秒6525 東経 138度25分26秒0702
		〃	〃	弥勒	5点 北緯 36度44分19秒2620 東経 138度25分24秒8654
		〃	〃	〃	6点 北緯 36度44分18秒5330 東経 138度25分25秒6961
		〃	〃	〃	7点 北緯 36度44分17秒1714 東経 138度25分26秒1787
		〃	〃	〃	8点 北緯 36度44分16秒3688 東経 138度25分26秒0178
		〃	〃	〃	9点 北緯 36度44分16秒3048 東経 138度25分25秒0108
		〃	〃	〃	10点 北緯 36度44分17秒1121 東経 138度25分25秒2449
		〃	〃	道東	11点 北緯 36度44分18秒4789 東経 138度25分23秒0039
		〃	〃	〃	12点 北緯 36度44分19秒7306 東経 138度25分21秒9010
		〃	〃	町東	13点 北緯 36度44分21秒6798 東経 138度25分20秒8523

砂防課

長野県告示第119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称

上今井西部7

- 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称

上今井西部7

- 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・3・25号北部幹線
- 3 事業施行期間
令和7年3月24日から
令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県長野市大字富竹字大道北及び字大道添並びに大字金箱字院台及び字芋地地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月24日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間
飯田市南信濃八重河内802番の5地先から
飯田市南信濃八重河内官有無番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月24日

道路管理課